大原出版株式会社

【改正表】

2022 年 税理士受験対策シリーズ 固定資産税 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書 籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2022年 税理士受験対策シリーズ

固定資産税 理論サブノート (2021年8月23日第21版発行)

ISBN 978-4-86486-859-4 C1034

改訂内容

<u> </u>	
改訂頁・行	改訂箇所
P. 44	表の下に次を加えてください。
問題5-1	
[1]	ただし、当該部分に記載をされている住所が明らかにされることにより
	人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合その他当
	該部分又はその写しを閲覧に供することが適当でないと認められる場合に
	は、当該部分に総務省令で定める措置を講じたもの又はその写しを閲覧に
	供することができる。

改訂頁・行	改訂箇所
P. 44	次のとおり、修正してください。
問題5-1	【修正前】
[3]	[3] 電磁的記録の備付け(法380②、法382の2①、法387②、③) ★
	市町村は、固定資産課税台帳又は名寄帳の備付けを電磁的記録の備付け
	をもって行うことができる。
	この場合、市町村長は、固定資産課税台帳又は名寄帳に記録をされてい
	る事項を記載した書類を閲覧に供することとなる。
	↓
	【修正校】 [3] 電磁的記録の備付け(法380②、法382の2①、法387②、③) ★
	市町村は、固定資産課税台帳又は名寄帳の備付けを電磁的記録の備付け
	をもって行うことができる。
	このでは、このでは、このでは、このでは、この場合、市町村長は、固定資産課税台帳又は名寄帳に記録をされてい
	る事項を記載した書類を閲覧に供することとなる。
	なお、〔1〕ただし書の規定による措置を講じたものを閲覧に供する場
	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
	閲覧に供することとなる。
P. 44	次のとおり、修正してください。
問題5-1	【修正前】
[4]	[4] 映像面表示による閲覧 (法382の2②、法387④) ★
	市町村長は、固定資産課税台帳若しくはその写し又は名寄帳若しくはそ
	の写しを閲覧に供する場合には、固定資産課税台帳又は名寄帳に記載又は
	記録をされている事項を映像面に表示して閲覧に供することができる。
	\downarrow
	【修正後】
	[4] 映像面表示による閲覧 (法382の2②、法387④) ★
	市町村長は、固定資産課税台帳若しくはその写し又は名寄帳若しくはそ
	の写しを閲覧に供する場合には、固定資産課税台帳又は名寄帳に記載又は
	記録をされている事項を映像面に表示して閲覧に供することができる。
	<u>なお、〔1〕ただし書の規定による措置を講じたものを閲覧に供する場</u>
	<u>合についても、同様とする。</u>

改訂頁・行	改訂箇所
P. 50	次のとおり、修正してください。
問題6-2〔1〕	【修正前】
(2)②	② 据え置かれた土地又は家屋の価格
	ただし、地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別
	の事情があるため評価替えを行うべきものであること又は法附則17の2
	の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除く。
	\downarrow
	【修正後】
	② 据え置かれた土地又は家屋の価格
	ただし、地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別
	の事情があるため評価替えを行うべきものであること <u>若しくは</u> 法附則17
	の2の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合 <u>又は</u>
	<u>(4)の規定の適用を受ける場合</u> を除く。
P. 50	(4) として、次を加えてください。
問題6-2〔1〕	
	(4) 令和3年度の価格に関する審査の申出の特例(法附則24の2) ★
	令和3年度分の固定資産税について負担調整措置又は住宅用地等に対
	する減額(条例で定める割合として100分の100が定められている場合に
	限る。)の規定の適用を受ける土地に対して課する同年度分の固定資産
	税に限り、令和4年4月1日から令和3年度分の納税通知書の交付を受
	けた日後15月を経過する日までの間においても審査の申出をすることが
	できる。

改訂頁・行	改訂箇所
P. 65	次のとおり、修正してください。
問題8-2〔2〕	【修正前】
(1) ① (p)	(ロ) 令和4年度分及び令和5年度分
	前年度課税標準額 +当該年度分の価格(注)×5 (又は比準課税標準額)
	(注) 住宅用地にあっては、価格に特例率を乗じた額とする。以下同じ。
	\downarrow
	【修正後】
	(ロ) 令和4年度分及び令和5年度分
	前 年 度 課 税 標 準 額 +当該年度分の価格 <u>(注 1)</u> × <u>5</u> (注 2) (又は比準課税標準額)
	(注1) 住宅用地にあっては、価格に特例率を乗じた額とする。以下 同じ。
	(注2) 非住宅用地に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、
	<u>2.5</u> とする。